

業務委託契約書（案）

1 委託業務名 紫電改展示館デジタル展示等製作業務

2 委託金額 ￥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額￥)

3 委託期間 契約締結日から令和 年 月 日まで
この契約の発注者と受注者の電子署名がともになされた日が委託期間の開始日より後の日である場合であっても、本契約の効力は、当該委託期間の開始日から生ずるものとする。

4 契約保証金 免除

愛媛県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下、「乙」という。）とは、上記業務の委託について、別記の条項により業務委託契約を締結する。

この契約を証するため、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和8年 月 日

甲 住 所 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 中村 時広

乙 住 所
商号又は名称
代表者

(総則)

第1条 甲及び乙は、この契約書に基づき、別添の仕様書に従い、この契約を誠実に履行しなければならない。

2 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(権利の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、委託業務の処理について、その全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(業務遂行上の責任者)

第4条 乙は、委託業務に関して、甲と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、甲に通知するものとする。

(業務計画書の提出)

第5条 乙は、契約締結後速やかに事業計画書(様式第1号)を提出し、甲の承認を受けるものとする。

(業務計画書の変更)

第6条 乙は、事業計画書の内容を変更しようとするときは、事前に事業変更計画書(様式第2号)を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、事業計画書の収支予算書の支出の部区分欄に掲げる経費の20%以内の流用に係る変更については、この限りではない。

(業務の調査等)

第7条 甲は、必要があると認めたときは、乙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。

(履行終了の通知)

第8条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく、業務完了報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

(検査)

第9条 甲は、前条の規定による業務完了報告書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

2 乙は、検査合格の通知を受けたときは、速やかに成果品を甲に引き渡すものとする。

(補正又は再調査等)

第10条 乙は、前条第1項の検査に合格しないときは、甲の指定する日までに補正又は再調査を行い、甲に補正又は再調査完了を報告しなければならない。

2 前項の規定により補正又は再調査の報告があったときは、前条の規定を準用する。

(委託料の支払)

第11条 乙は、第9条の検査に合格したときは、遅滞なく、請求書(様式第4号)を甲に提出するものとする。

2 甲は、乙から正当な請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に乙に代金を支払わなければならない。

3 甲は、請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示してこれを乙へ返付するものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙から是正した請求書を受理する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失による場合は、請求書の提出がなかったものとする。

（支払の遅延）

第12条 甲は、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

（契約保証金の返還等）

第13条 乙は、契約保証金を納付している場合において、第9条の規定により物品の所有権が移転したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する返還請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に還付するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

（前金払）

第14条 第11条の規定にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、委託料の一部を前金払することができる。

2 乙は、前金払を受けようとするときは、委託料前金払請求書（様式第5号）により、請求するものとする。

3 第1項の規定による前金払の支払期日については、第11条第2項の規定を準用する。

（業務内容の変更）

第15条 甲は、必要に応じ、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して決めるものとする。

（事情変更）

第16条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その事情に応じ、甲乙協議して、書面により契約を変更することができる。

（仕様書等に関する通知義務）

第17条 乙は、仕様書等によることができないとき又は仕様書等に明示されていない事項があるときは、直ちに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けた時は、直ちに調査し、乙に対して必要な指示を与えなければならない。

（委託期間の延長）

第18条 乙は、乙の責めに帰することができない理由により委託期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対してその理由を付し、委託期間の延長を求めることができ

るものとする。ただし、その延長日数は、甲と乙が協議して決めるものとする。

(損害の賠償)

第19条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、甲、甲の職員又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害による必要経費の負担)

第20条 委託業務の処理により発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)の必要経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する理由により損害が生じたときの必要経費は、甲が負担するものとし、その額は甲と乙が協議して決めるものとする。

(甲の解除権)

第21条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (3) 乙の役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者をいう。)又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員等(愛媛県暴力団排除条例(平成22年3月26日条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)と認められるとき。
- (4) 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 乙(ウ及びエにあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。)が次のいずれかに該当したとき。
 - ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
 - イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - ウ 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。)の罪を犯したことに

り、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第 197条から第 197条の 4 までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

(9) 第20条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

3 第 1 項又は前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。

4 乙は、第 1 項又は第 2 項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(違約金)

第 22 条 乙は、契約保証金の納付がなく、前条第 1 項又は第 2 項の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の 10 分の 1 を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して支払の日までの日数に応じ、年 3 % の割合を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

(乙の解除権)

第 23 条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(関係書類の整備及び保管)

第 24 条 乙は、委託事業に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は、委託事業の関係書類を委託事業完了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(権利関係)

第 25 条 業務の実施による成果品に関する一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）については、甲から乙に委託料が完納された時点で甲側に譲渡するものとし、乙が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

2 乙は、成果品にかかる著作権人格権を行使するときにおいても、甲及び甲の指定する者に対して、これを行わないものとする。

3 前二項の規定に関わらず、成果品に既に乙が著作権を保有している著作物が含まれている場合、当該著作物の著作権は、なお乙に帰属するものとする。

(秘密の保持)

第 26 条 乙は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第 27 条 第 12 条、第 19 条及び第 22 条第 2 項の規定による遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(変更の届出)

第 28 条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届け出なければならない。

(法令等の遵守)

第29条 乙は、使用者として、労働関係法令等を遵守しなければならない。

(費用負担)

第30条 業務を実施するために必要な機械器具及び資材に係る費用は、すべて乙の負担とする。

(契約外の事項)

第31条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則及び遅延防止法によるもののほか、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第32条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

愛媛県知事 様

代表者印の押印

※下記責任者及び担当者の氏名・連絡先の記載がある場合は、押印の省略が可能です。

住所

事業者名

代表者職氏名

紫電改展示館デジタル展示等製作業務事業計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結した標記の業務について、契約書第5条の規定に基づき、事業計画書を下記のとおり提出します。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業の実施予定期間
- 3 事業の実施場所
- 4 収支予算書（別紙1）
- 5 その他

『押印を省略する場合のみ記載する（押印する場合は記載不用）』

責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入し、電子メールにより県の担当者及び県・受注者双方の上席者を宛先（Bcc は不可）として提出する場合、押印の省略が可能です。

責任者とは社内において権限の委任を受けた役職員を指します。

担当者とは、本契約に関する事務を担当するものを指します。

※個人事業主の場合は、責任者及び担当者は同一人でも差し支えありませんが、その旨を分かるように記載してください。（「同上」など）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
本件担当者（職氏名・連絡先）	

別紙 1 (様式第 1 号関係)

紫電改展示館デジタル展示等製作業務収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	備 考
委託料		
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	備 考
小 計		
消費税及び地方消費税		
合 計		

愛媛県知事 様

代表者印の押印
※下記責任者及び担当者の氏名・連絡先の記載がある場合は、押印の省略が可能です。

住所
事業者名
代表者職氏名

紫電改展示館デジタル展示等製作業務変更事業計画書

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった業務計画書について、下記のとおりに変更したいので、契約書第6条の規定に基づき提出します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容（変更前と変更後が分かるよう記載のこと）
- 3 変更後の事業費
- 4 変更後の収支予算書（別紙2）
- 5 その他

『押印を省略する場合のみ記載する（押印する場合は記載不用）』
責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入し、電子メールにより県の担当者及び県・受注者双方の上席者を宛先（Bcc は不可）として提出する場合、押印の省略が可能です。
責任者とは社内において権限の委任を受けた役職員を指します。
担当者とは、本契約に関する事務を担当するものを指します。
※個人事業主の場合は、責任者及び担当者は同一人でも差し支えありませんが、その旨を分かるように記載してください。（「同上」など）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
本件担当者（職氏名・連絡先）	

別紙2（様式第2号関係）

紫電改展示館デジタル展示等製作業務変更収支予算書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予算額（変更後）	予算額（変更前）	増減	備 考
委託料				
合計				

2 支出の部

（単位：円）

区 分	予算額（変更後）	予算額（変更前）	増減	備 考
小 計				
消費税及び地方消費税の額				
合 計				

愛媛県知事 様

代表者印の押印
※下記責任者及び担当者の氏名・連絡先の記載がある場合は、押印の省略が可能です。

住所
事業者名
代表者職氏名

紫電改展示館デジタル展示等製作業務実績報告書

令和 年 月 日付けで契約を締結した標記の委託業務について、契約書第8条の規定に基づき、実績報告書を下記のとおり提出します。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業の実施期間
- 3 事業の実施場所
- 4 事業の実施結果
- 5 収支予算書（別紙3）
- 6 その他

『押印を省略する場合のみ記載する（押印する場合は記載不用）』
責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入し、電子メールにより県の担当者及び県・受注者双方の上席者を宛先（Bcc は不可）として提出する場合、押印の省略が可能です。
責任者とは社内において権限の委任を受けた役職員を指します。
担当者とは、本契約に関する事務を担当するものを指します。
※個人事業主の場合は、責任者及び担当者は同一人でも差し支えありませんが、その旨を分かるように記載してください。（「同上」など）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
本件担当者（職氏名・連絡先）	

別紙3（様式第3号関係）

紫電改展示館デジタル展示等製作業務収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	決算額	備 考
委託料		
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

区 分	決算額	備 考
小 計		
消費税及び地方消費税		
合 計		

様式第4号（第11条関係）

紫電改展示館デジタル展示等製作業務委託料請求書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

代表者印の押印
※下記責任者及び担当者の氏名・連絡先の記載がある場合は、押印の省略が可能です。

住所
事業者名
代表者職氏名

令和 年 月 日付けで契約を締結した標記業務に係る委託料について、契約書第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳	委託料	金	円也
	前払金受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也

『押印を省略する場合のみ記載する（押印する場合は記載不用）』
責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入し、電子メールにより県の担当者及び県・受注者双方の上席者を宛先（Bcc は不可）として提出する場合、押印の省略が可能です。
責任者とは社内において権限の委任を受けた役職員を指します。
担当者とは、本契約に関する事務を担当するものを指します。
※個人事業主の場合は、責任者及び担当者は同一人でも差し支えありませんが、その旨を分かるように記載してください。（「同上」など）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
本件担当者（職氏名・連絡先）	

様式第5号（第14条関係）

紫電改展示館デジタル展示等製作業務委託料前払金請求書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

代表者印の押印
※下記責任者及び担当者の氏名・連絡先の記載がある場合は、押印の省略が可能です。

住所
事業者名
代表者職氏名

令和 年 月 日付けで契約を締結した標記業務に係る委託料前払金について、契約書第14条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳	委託料	金	円也
	今回請求額	金	円也
	残額	金	円也

(注) 前払金を必要とする理由書を添付すること。

『押印を省略する場合のみ記載する（押印する場合は記載不用）』

責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入し、電子メールにより県の担当者及び県・受注者双方の上席者を宛先（Bcc は不可）として提出する場合、押印の省略が可能です。

責任者とは社内において権限の委任を受けた役職員を指します。

担当者とは、本契約に関する事務を担当するものを指します。

※個人事業主の場合は、責任者及び担当者は同一人でも差し支えありませんが、その旨を分かるように記載してください。（「同上」など）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
本件担当者（職氏名・連絡先）	